

第4次多摩市女と男がともに生きる行動計画中間見直し(素案)概要版(1)

見直しの趣旨

「第4次多摩市女と男がともに生きる行動計画」は令和3(2021)年度に、令和12(2030)年度までの10年間を計画期間として策定しました。社会情勢の変化等に対応するため、次のポイントを踏まえ、計画の中間年に見直しを行うものです。

- コロナ禍により顕在化した、困難な問題を抱える女性への支援の強化（「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」への対応）
- 依然として根強く残る固定的な性別役割分担意識やジェンダーに関する無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)の解消
- 政策・方針決定過程などへの女性の参画促進

計画の位置づけ・期間

- 「第六次多摩市総合計画基本計画」を上位計画として位置づけます。
- 「多摩市女性活躍推進計画」及び「多摩市第2次配偶者暴力対策基本計画」に加え、新たに「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」第8条第3項に基づく市町村基本計画として「多摩市困難女性支援基本計画」を位置づけます。

<計画期間>

第4次多摩市女と男がともに生きる行動計画									
令和3年 2021	令和4年 2022	令和5年 2023	令和6年 2024	令和7年 2025	令和8年 2026	令和9年 2027	令和10年 2028	令和11年 2029	令和12年 2030
中間 見直し			中間見直し版						

見直しの範囲

- 中間見直しにおいては、現行計画に掲げた基本理念や基本目標・課題については、10年間の計画期間を通じて一貫して取り組むべきものとして継承し、施策や取組事業を中心に見直しを行いました。
- 見直し後の5年間で特に注力すべき施策を重点施策として位置づけました。

基本理念

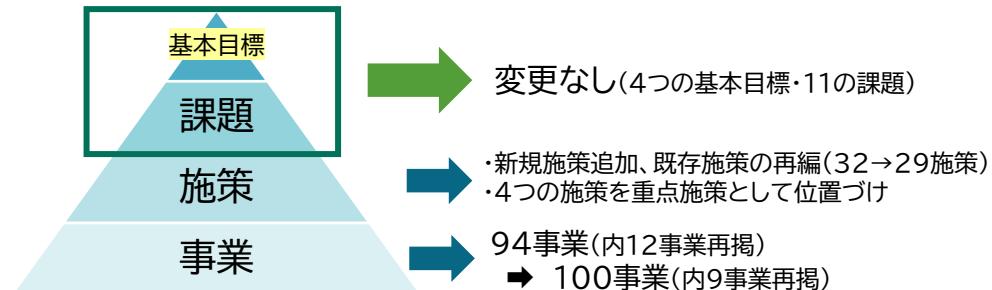
→ 変更なし

- すべての人にとって、住みやすく暮らしやすい男女平等参画社会の実現をめざし、「多摩市女と男の平等参画を推進する条例」第3条に掲げる6つの基本理念に基づき、男女平等参画を推進していきます。

6つの基本理念

- 1 個人としての尊重と社会的責任の分かち合い
- 2 固定的な性別役割分担意識に基づく社会制度や慣行の解消
- 3 政策又は方針の立案及び決定に参画する機会の確保
- 4 家庭生活と仕事及び地域活動の両立
- 5 性別、性的指向及び性自認による差別、暴力の禁止
- 6 特に困難な状況にある人への配慮

計画の体系



重点施策	施策名
重点施策1 (基本目標1)	男女平等参画推進のための意識啓発と情報提供
重点施策2 (基本目標1)	困難な問題を抱える女性への支援
重点施策3 (基本目標2)	男女平等参画社会の視点に立った災害に強いまちづくりの推進
重点施策4 (基本目標3)	被害者の安全確保と自立支援

第4次多摩市女と男がともに生きる行動計画中間見直し(素案)概要版(2)

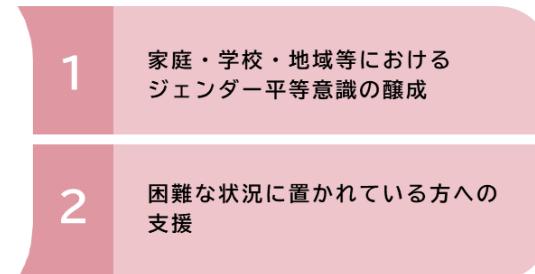
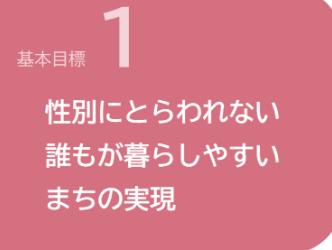
計画体系図(案)

基本目標

課題

施策

★：「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に関連する施策



新規

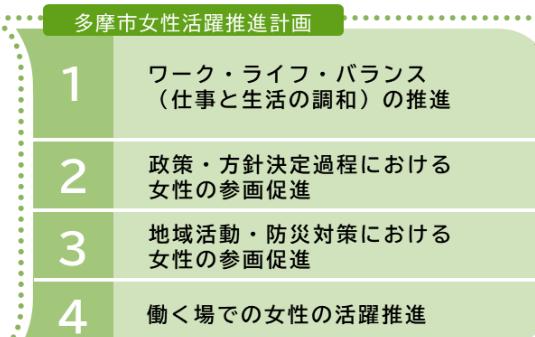
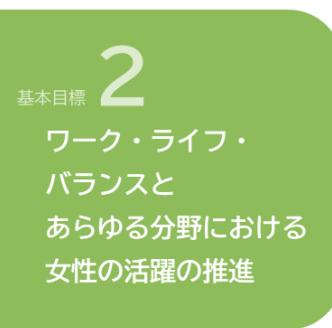
1

- (1) 「多摩市女と男の平等参画を推進する条例」の定着と促進
- (2) 男女平等参画推進のための意識啓発と情報提供 **【重点施策】**
- (3) 多様な性と生を尊重する意識啓発と情報提供
- (4)** 教育現場等における男女平等参画推進のための意識啓発
- (5) 市役所における男女平等参画の推進

2

多摩市困難女性支援基本計画

- (1)** 困難な問題を抱える女性への支援 **★ 【重点施策】**
- (2) ひとり親家庭への支援 **★**
- (3) 高齢者、障がい者、生活困窮者等への支援 **★**
- (4) 性的指向・性自認（SOGI）に関する課題を抱えている当事者等への支援 **★**



名称変更

1

- (1)** ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の意識啓発と情報提供
- (2)** 家事・子育て・介護への支援や参画促進 **★**
- (3) 市内事業者への意識啓発と情報提供
- (4) 市役所におけるワーク・ライフ・バランスの推進

2

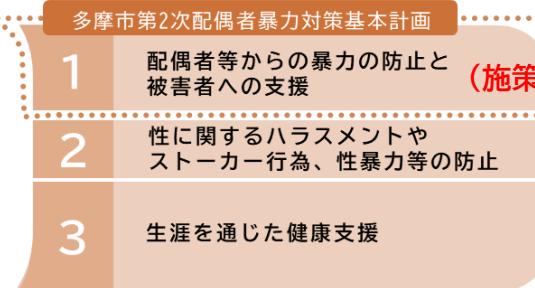
- (1) 市の附属機関等委員への女性の積極的な参画促進
- (2) 市職員の女性活躍推進

3

- (1) 地域・市民活動における女性リーダーの育成の促進
- (2) 男女平等参画社会の視点に立った災害に強いまちづくりの推進 **【重点施策】**

4

- (1) 女性の就労・再就職・キャリア形成・創業支援
- (2) 市内事業所における女性活躍推進



新規
(施策の再編)

1

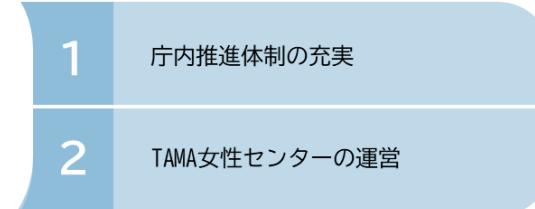
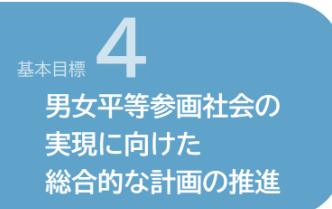
- (1) 暝力防止に向けた意識啓発と情報提供 **★**
- (2) 暝力の未然防止と早期発見 **★**
- (3)** 被害者の安全確保と自立支援 **★ 【重点施策】**

2

- (1)** 性に関するあらゆるハラスメントやストーカー行為、
性暴力等の防止のための意識啓発と情報提供 **★**

3

- (1) ジェンダーや年代に応じた健康支援の充実 **★**
- (2) 「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康を守る権利）」
に関する意識啓発と情報提供 **★**
- (3) こころとからだの健康づくりに関する支援



1

- (1) 「多摩市女と男がともに生きる行動計画」の推進・進行管理
- (2) 国や都、他自治体、関係機関との連携や情報交換

2

- (1) TAMA女性センターの充実 **★**
- (2) 市民参画による男女平等参画の推進

第4次多摩市女と男がともに生きる行動計画中間見直し(素案)概要版(3)

重点施策1

基本目標1－課題1－施策(2)

男女平等参画推進のための意識啓発と情報提供

固定的性別役割分担意識やジェンダーに関する無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)の解消に向けて、市民一人ひとりのジェンダー平等意識が醸成されるよう、引き続き意識啓発と情報提供を行います。

- 啓発事業の実施にあたっては、性別・年代を問わず参加しやすい事業や、参加型・体験型の事業を開拓していきます。
- ジェンダー平等先進国であるアイスランドとの交流事業を通じて、ジェンダー平等の先進的な取組を学びます。



重点施策2

基本目標1－課題2－施策(1)

困難な問題を抱える女性への支援

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」を踏まえ、複合的な課題を抱えた女性が必要な支援につながるよう、相談支援体制の整備や関係機関の連携強化に取り組みます。

- 支援調整会議を設置し、関係機関の連携強化に取り組みます。
- 女性センターの相談事業について、オンライン予約を開始する等、より安全で利用しやすい窓口にしていきます。
- 女性支援を行う民間団体に関する情報収集及び民間団体へのアプローチや連携体制の構築について、調査・検討を進めます。

重点施策3

基本目標2－課題3－施策(2)

男女平等参画社会の視点に立った災害に強いまちづくりの推進

避難所の運営や災害用備蓄物資の整備などに男女平等参画社会の視点を取り入れるとともに、災害対策に関する方針決定過程に女性の参画を促進するなど、多様な立場の人が安全・安心を感じられる災害に強いまちづくりに取り組みます。

- 男女平等参画社会の視点に立った災害に強いまちづくりの推進に向けて、市民や事業者に意識啓発や情報提供を行います。
- 防災安全課とTAMA女性センターが連携し、支援物資の備蓄や調達、災害対策関係ガイドライン等の作成にあたるなど、男女平等参画社会の視点に立った災害に強いまちづくりを進めます。



重点施策4

基本目標3－課題1－施策(3)

被害者の安全確保と自立支援

犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるDV(配偶者暴力)の根絶と、被害者の安全確保と自立支援を図るために、関係機関との連携強化による支援や相談・支援情報の周知、市民への意識啓発に取り組みます。

- DV被害者支援の入口となる女性センター相談員の相談対応力の向上に取り組み、重層化・複雑化する相談者の課題に、関係課とともにに対応していきます。
- 相談窓口の周知を進めるとともに、社会的な期待や性別役割分担意識等により男性が抱える悩みについての相談事業の実施を検討します。
- 被害者支援の一環として、配偶者暴力加害者プログラムに関する情報収集と関係機関への共有を行います。